

改正

令和3年1月18日要綱第2号

令和3年3月20日要綱第9号

宇検村高齢者運転免許証自主返納者支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者による交通事故の防止を図るため、自主的に運転免許証を返納した高齢者に対する支援事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証をいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、その者が受けたすべての免許の取消しを申請して、運転免許証を公安委員会に返納することをいう。
- (3) 高齢者 65歳以上の者をいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、村の住民基本台帳に登録されている高齢者で運転免許証を自主返納した者とする。

(支援の内容)

第4条 この事業の支援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 商品券(20,000円分)の交付
- 2 前項の支援は、1人につき1回限りとする。

(申請方法)

第5条 前条に規定する支援を受けようとする者は、高齢者運転免許証自主返納者支援事業申請書(第1号様式)に、公安委員会が交付する運転免許自主返納カードの写し又は失効した運転免許証の写しを添付して、これを村長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、取消通知書の交付の日又は運転免許を失効した日から起算して1年以内に行わなければならない。

(支援の決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請を受理したときは、必要な事項を確認のうえ、支援の可否を決定し、高齢者運転免許証自主返納者支援事業決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知する。

（支援の実施）

第7条 村長は、前条の規定により支援実施を決定した者（以下「支援決定者」という。）に、商品券を交付する。

2 商品券 1枚あたり500円とし、40枚綴（20,000円分）とする。

3 前項の規定による支援の実施は、決定の日から起算して3か月以内に行わなければならない。

（使用条件等）

第8条 商品券は本人及び同居親族に限り使用できる。

（決定取り消し等）

第9条 村長は、交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支援を取り消すことができる。

（1） 支援決定者が虚偽又は不正な手段により交付を受けた場合

（2） 支援決定者が第三者にその権利を譲渡又は転売した場合

（3） その他村長が適当でないと認める場合

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月18日要綱第2号）

（施行期日）

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令和3年3月20日要綱第9号）

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

高齢者運転免許証自主返納者支援事業申請書

平成 年 月 日

宇検村長 様

宇検村高齢者運転免許証自主返納者支援事業実施要綱第5条に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

ふりがな		生 年 月 日	年 月 日生
氏名			()歳
性別	男・女	電 話 番 号	
住所	〒 宇検村		
支援内容	・商品券(20,000円分)		
添付書類	<input type="checkbox"/> 申請による運転免許証自主返納カードの写し <input type="checkbox"/> 失効した運転免許証の写し		
※いずれかを添付してください			

申請者 様

宇検村長

高齢者運転免許証自主返納者支援事業決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった高齢者運転免許証自主返納者支援について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 要件を満たしていると認めるので、商品券を交付する。

- ・商品券(20,000円分)

2 次の理由により、支援対象となりません。